

平成二年(一)八九八五号損害賠償請求事件

文書提出命令申立書(一)

原告 Markon

被告 東京都

平成二年六月一日

右原告 Markon (印)

東京地方裁判所民事第二五部之一係 御中

申立の内容

原告主張事実立証のため左記文書の所持人たる被告に
対し同文書の提出を命じられたく申立をします。

一 証すべき事実 原告主張事実のうち 証拠偽造の事
実。

二 文書の表示 平成九年八月二十日 東京都が第一号証
の二から四として提出したものの原本

三 文書の趣旨 平成五年二月一四日に原告が葛西署に送
付したとされる原告の真筆の封書と診断書 三通

四 文書所持者の住所氏名 東京都新宿区西新宿二丁
目八番一号 東京都 (代表者 知事 石原慎太郎)

五 文書提出義務の原因 被告が証拠として法廷に提
出した文書であるから民事訴訟法第二〇条一号の文書に

該当、よって右文書の提出の義務がある。

以上

平成二年(ワ)八九八五号損害賠償請求事件

文書提出命令申立書 (二)

原告 M R K O N O

被告 東京都

平成二年六月二六日

右原告 M R K O N O (印)

東京地方裁判所 民事第二五部乙一係 御中

申立の内容

原告主張事実立証のため左記文書の所持人たる東京地

方檢察庁交通部に対し同文書の提出を命じられたく由

立をします。

一 証すべき事実 原告主張事実の、その証拠偽造に東京

地方檢察庁の檢察官等の公務員の関与があった事。

二 文書の表示 平成五年一月二九日原告が面談した檢察

官の指示に従い告訴状に添付した本件に関する二通の

診断書。

三 文書の趣旨 初診の松田病院作成の診断書(御葉窓

の分も含め二通)の再発行されたものと原告の転院先の田

中醫院の診断書一通。

四 文書所持者の住所氏名 東京都千代田区霞が関一

丁目一番一号 東京地方檢察庁交通部

五 文書提出義務の原因 当該文書が原告の利益のため

作成されたものであるから民事訴訟法第二〇条三号に該

当する。よて東京地方檢察庁交通部は右文書の提出の

義務がある。

以上